

当施設の「所定疾患施設療養費」の算定状況について

厚生労働省に基づき、下記の通り当施設の所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

令和4年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	4	6	7	4	7	4	5	8	6	3	1	2	57人
日数	19	37	34	26	33	20	20	58	32	26	1	17	323日

	延べ人数	延べ日数	主な検査内容	治療内容	主な投薬状況
肺炎	8人	32日	血液検査 胸部X線	点滴・投薬	ユナシン、オーグメンチン レボフロキサシン、フロモックス
尿路感染	47人	281日	尿検査 血液検査	点滴・投薬	ユナシン、オーグメンチン レボフロキサシン、クラリスロマイシン
蜂窩織炎	2人	10日	血液検査	点滴・投薬	セフゾン
带状疱疹	0人	0日			

算定条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度とする。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定できない。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・蜂窩織炎
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ④ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。
- ⑦ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。